

「県民健康の日」制定要綱

第 1 趣 旨

健康は、人間活動の基盤であり、すべての人に共通する願いです。

本格的な少子・高齢社会を活力あるものとしていくためには、すべての県民が、健康で生き生きと生活できる活力ある社会を実現していく必要があります。

「健康ふくしま21計画」の策定を契機に、「すこやか、いきいき、うつくしま」の創造を目指し、県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高めるとともに、家族ぐるみ、地域ぐるみの積極的な県民参加を基調とした健康づくりを実践することを目的として「県民健康の日」を制定します。

第 2 県民健康の日

10月10日を「県民健康の日」とします。

第 3 主 唱

福島県

第 4 推進方法

- (1) 県は、「県民健康の日」を中心として第1の趣旨にふさわしい事業を行い、「県民健康の日」が県民に広く周知され、浸透するよう推進するものとします。
- (2) 県は、市町村その他の団体に、「県民健康の日」を中心として第1の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとします。
- (3) 県は、(2)により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとします。

第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとします。

附 則

この要綱は平成13年12月28日から施行します。